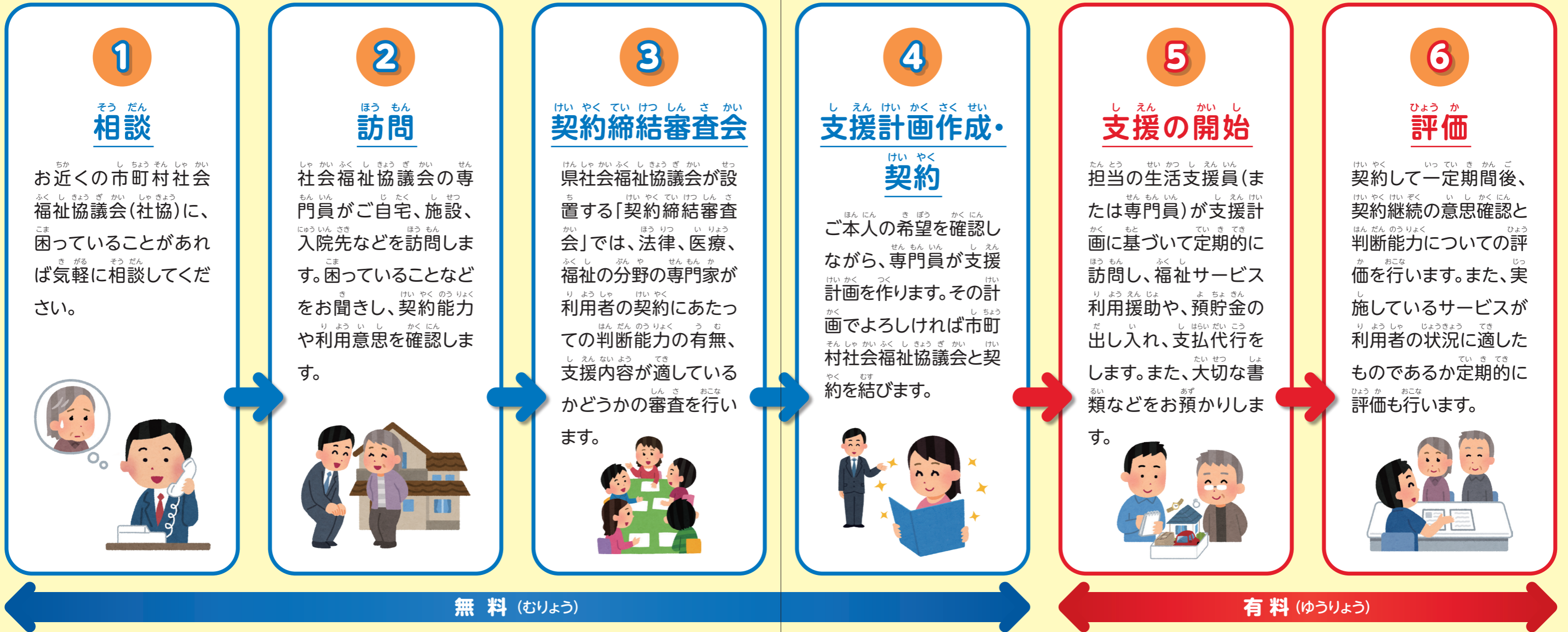


# あなたのまちの **市町村社会福祉協議会** (愛称:すまいる) あいのしょう て つだ **がお手伝いします。**

## 【日常生活自立支援事業の にちじょうせい かつじりつ しえんじぎょう 利用から終了までの流れ】



**専門員**

ご本人の生活状況を確認して契約までの調整を行い支援計画を作ります。また、関係機関との調整や生活支援員への指導も行います。

**生活支援員**

一定の研修を受けた社協の職員です。利用者宅を定期的に訪問し、支援を行います。

**利用料**

- 相談から契約までは無料です。契約後、サービスを開始してからは、利用するとともに利用料がかかります(生活保護世帯は無料です)。
- 利用料は、1回のご利用でおね1,500円程度です(別途交通費がかかる場合があります)。**市町村ごとに料金が異なります**ので、詳しくはお近くの各市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

**安心してご利用いただくために**

**運営適正化委員会**

この事業への苦情は事業担当者か、千葉県後見支援センター、または外部の有識者で構成される「千葉県運営適正化委員会」へご相談ください。

運営適正化委員会では、苦情解決に向けた必要な助言・調査等を行います。

043-246-0294

**※契約の終了について**

- 利用者からの解約申出により契約を終了することができます。なお、その後の生活に困らないよう終了後の生活について検討をします。
- 利用者が契約能力を失った場合など、社会福祉協議会から解約することがあります。その場合は、成年後見制度へつなぐなどの配慮をします。
- 利用者が死亡した場合は契約終了になります。
- 解約にあたっては、契約締結審査会で審査や報告をします。